

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部生活衛生課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区食中毒予防対策事業補助金						
根拠規定等	文京区食中毒予防対策事業補助金交付要綱						
創設年月	平成	17	年	3	月	経過年数 <small>(自動計算)</small> 9年	終了予定年月
直近の見直し年月			年		月		
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号	
	6 衛生費	1 保健衛生費	1 生活衛生事業費	1 食品衛生監視	1 食品衛生監視指導	131	
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	文京食品衛生協会(以下「協会」とする。)が自主的に実施する食中毒予防対策事業に対して補助金を交付することにより、文京区内の食中毒の予防対策を推進し、もって区民の公衆衛生向上に寄与することを目的とする。					
補助事業等の内容	協会の会員店舗の営業者及び従事者等が検便を実施し、腸管出血性大腸菌O157、赤痢菌、サルモネラ、パラチフスA菌及びチフス菌の有無を確認する。					
補助対象経費の内容	飲食による食中毒を防止するため協会が実施する自主検便事業に要する経費の一部(検査機関が実施する検便にかかる経費)について補助する。					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 文京食品衛生協会					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input checked="" type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他					
	[その他の場合は具体的に記入]					
公募の状況	非公募					
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	区民の食中毒を含む食の安全への関心は高い。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	文京区食品衛生監視指導計画で自主的衛生管理の推進として、協会との協働の中で食品関係事業者による自主検便を推奨している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	B	自主管理として食品関係事業者自らの費用負担で検便を実施している施設もある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	検便で細菌の有無を確認するとともに、従事者等が自身の食生活等の健康管理を実施することになり、結果として食中毒の発生を予防している。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	代替策はない。中小の事業者が多く検便を有料化した場合には実施率が低下すると考えられる。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	平成26年度における協会会員の店舗を原因とする食中毒の発生はない。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	平成26年度における協会会員の店舗を原因とする食中毒の発生はない。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	食中毒の発生がないことは、結果として区民の公衆衛生向上に寄与している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区食中毒予防対策事業補助金交付要綱に抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	活動内容は自主的衛生管理の向上により飲食等に起因する衛生上の危害の発生を防止することであるため、補助目的として合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	毎年、総会での事業報告と会計監査が行われている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	434	434	434	434
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	434	434	434	434
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	平成26年度は文京食品衛生協会に対し食中毒予防対策事業補助金として434,000円を交付した。結果、1,011本の検便を実施し、腸管出血性大腸菌O157、赤痢菌、サルモネラ、パラチフスA菌及びチフス菌を検出した者はいなかった。また、平成26年度における文京食品衛生協会会員の店舗を原因とする食中毒の発生はない。			

5 課題及び今後の方向性

文京区においては食品関係事業者に対して、保菌者検索として伝染病予防法に基づき勸奨検便(検査費用無料)が実施されていたが、感染症法に改定された際に制度が廃止された。これに伴い、平成17年度以降は文京食品衛生協会が実施する自主検便事業に事業補助として補助金を交付している。